

広島県告示第五百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

掛田地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二年二月八日広島県告示第五百一十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
庄原市	掛田町	水門口	四〇番地先水路敷	標柱一号
		旧寺	三九番二	標柱二号
		水門口	四〇番	標柱三号